

学研・教科の研究

体育・保健体育ジャーナル

第 29 号
2025

Gakken

2号連続掲載・第1回

その使い方、大丈夫？

体育・保健体育の授業と著作権の基本

原口 直 (東京学芸大学学校図書館運営専門委員会 著作権アドバイザー)

連載

体育・保健体育の授業で、どうする？ 探究学習

第2回「ボール運動で、探究学習をどうする!？」

久保賢太郎 (玉川大学講師)

連載 体育・保健体育と日常をつなぐ 保健室ギャラリー 第12回

WITH SPORTS 岡田 直樹さん

(デフバレーボール女子日本代表 手話通訳士)

その使い方、大丈夫？ 体育・保健体育の授業と著作権の基本

東京学芸大学学校図書館運営専門委員会 著作権アドバイザー **原口直**

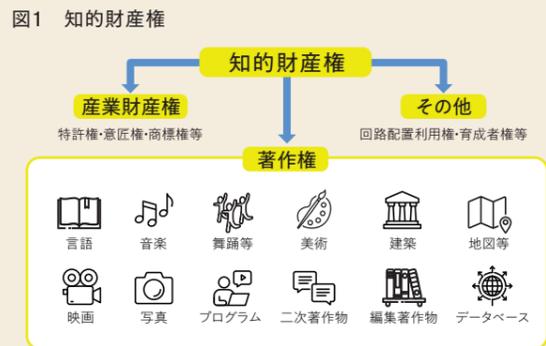
1 スポーツを楽しむ 環境の変化と「著作権」

近年、スポーツ観戦の方法が大きく変わったと感じることはないでしょうか。例えば、プロ野球やサッカーなど、かつては地上波で生中継されていましたが、現在では有料動画配信サービスでの独占配信が増えました。また、プロ野球では2025年から、球場で撮影した写真・動画のSNSへの投稿について細かなルールが決められましたが、選手会・ファンから緩和を望む声があがっています。一方、チームやアスリートが公式に試合のハイライト動画やトレーニング風景などを積極的に発信しています。プロ野球ファンの私にとって、ベンチの様子や選手の素顔がわかる動画は楽しみの一つです。

これらに共通するのは「著作権」です。この「著作権」は教員にとっても無関係ではありません。本稿では著作権の基本と学校でのルールをわかりやすく解説します。

2 そもそも「著作権」って何だろう？

「著作権」と聞くと、難しく堅苦しいと感じるかもしれません。しかし、基本は非常にシンプルです。作り手の個性や考えが表現された創作物である「著作物」の権利を「著作権」、これを守る法律を「著作権法」と言います。具体的に体育・保健体育でよく使う著作物には次のようなものがあります(図1)。



- 言語**：子どもが書いたレポート、教員が作成した保健だよりの記事
- 音楽**：運動やダンスに使う楽曲
- 美術**：ルールや技術を描いたイラスト
- 映像**：子どもや教員が撮影・編集した映像、動画配信サービスなど既存の動画
- 写真**：子どもや教員が撮影した写真

3 学校は例外 「著作権法第35条」の条件に注意!

「授業でワークシートにイラストを使ったり、ネット上の写真をスライドで使ったりするのはダメなの？」と不安に思われるかもしれませんが、ご安心ください。学校での特別なルールが存在します。それが「著作権法第35条(学校その他の教育機関における複製等)」です。本来は許可を取るべきところを、一定の条件の下で許可を取らなくても使える場合があるという「例外」です。教育の現場で著作物を使う際、そのつど許諾を得ては、円滑な授業の妨げになりかねません。そこで、教育の重要性に鑑み、一定の条件下で著作物の利用を認め、教育活動をサポートしているのです。

● 著作権法第35条で認められている利用方法

- 複製**：授業で使うために、書籍や新聞の記事などをコピーして子どもに配布したり、ウェブサイトの画像を印刷して掲示したりすること。
- 公衆送信**：遠隔授業や子どもの端末に資料を配信する

など、オンラインで行う授業のために、著作物をサーバにアップロードしたり、リアルタイムで配信したりすること。

● 条件

図2 学校で使用できる条件



ただし、この例外は無制限ではありません。あくまで「授業の目的上必要と認められる限度」での利用に限られます。また、その著作物の種類や用途に照らして「著作権者の利益を不当に害することとなる場合」は、利用が認められません。例えば、市販のドリルや楽譜をクラス全員分コピーして、購入する代わりに配布するような使い方はこれに該当し、認められません。また、一部分を切り取る(改変)は認められていません。

4 授業でのオンライン活用と「SARTRAS(サートラス)」

著作権法第35条はオンライン授業での著作物利用も認めています。「授業目的公衆送信補償金制度」といって、補償金を支払うとオンライン授業で著作物を使うことができる制度です。オンライン授業は離れている子どもと教員をつないだ授業だけでなく、目の前にいる子どもたちに授業支援システムなどに写真や図、イラストなどをアップして見せたり、提出させたりすることも含みます。小学生は1人あたり年間120円、中学生180円の補償金を、学校設置者(自治体や学校法人)がまとめてSARTRAS(サートラス)に支払っていて、小・中学校では9割以上が支払い済みです。集まった補償金は教科書、書籍、新聞、写真、音楽などの著作権者に分配されます。また、著作権教育・普及活動や授業に役立つデータベースの作成にも活用されています。

5 Gakkenの副読本を使う場面を想定して、著作権法を实践

授業で活用される副読本は、児童・生徒の技能向上に欠かせない教材です。しかし、その利用にあたってはいくつか注意すべき点があります。まず、大原則として以下の3点を押さえておきましょう。

- 副読本に含まれるイラストや写真の著作権は、出版社ではなく、それらを制作したイラストレーターやフォトグラファーなどの作者にある。
- イラストなどを勝手に改変することはできない。
- 利用は著作権法で認められた範囲に限られる。
この原則を踏まえ、具体的なケースをいくつか見ていきましょう。

- Q1** 授業で使うプリントやスライドに、副読本のイラストや図表を使ってもいいですか？
A1 はい、許諾なく利用できます。自身の授業で使うことを目的に、必要と認められる範囲でしたらね。オンラインでの利用もSARTRASへ支払いをしていれば利用できます。
- Q2** 授業のために作成した、副読本のイラスト入り資料を、市内の教員が集まる研修会で配ったり、データ共有したりしてもいいですか？
A2 いいえ、原則として許諾なく行うことはできません。著作権法第35条が認めているのは、あくまで「自身の授業と、その授業を受ける児童・生徒」の範囲です。他の学校の先生が参加する研修会での配布やデータ共有は、この範囲を超えてしまいます。このような利用をする場合は、原則に則って著作権者(出版社)の許諾が必要です。
- Q3** 研究発表会で授業実践を報告します。その際、授業で使った副読本のイラスト入り教材を、参加者への配布資料や発表スライドで使ってもいいですか？
A3 これもQ2と同様に注意が必要です。研究発表会は「授業」ではないため、著作権法第35条の適用は難しいと考えられます。

ただしQ2・Q3とも、自身の授業実践を説明するために、教材の一部を「引用(著作権法第32条)」のルールに則って示すことは可能です。「引用部分がサブ(従)で、自分の発表内容がメイン(主)であること」「引用部分をかぎ括弧などで明確に区別すること」「出所を明記すること」といった引用のルールを守りましょう。

6 今回のまとめ

著作権法や関連制度は、学校の活動を制限するものではなく、むしろ安心して教育活動に取り組めるように整備された「味方」です。正しく使うことは、次の創造へとつながります。
今回は「教科書」「運動会の著作物(音楽、看板・Tシャツのキャラクター)」「おたよりのイラスト利用」といった疑問にお答えします。

次号に続く



連載

体育・保健体育の授業で、どうする？ 探究学習

第2回 (全4回) ボール運動で、探究学習をどうする!?

*第1回は、p8の2次元コードの遷移先からご覧いただけます。



玉川大学講師 久保賢太郎

1 「3×3」でゴール型ゲームを探究!

連載2回目となる今回は、小学校6年のバスケットボール「3×3」の実践を手がかりに、ボール運動における探究学習について考えてみたいと思います。本実践では、ハーフコートのバスケットボールである「3×3」を素材として、苦手な児童であってもすぐにゲームに参画できるように、「ドリブル」の代わりに「ボールを持って走ってよい＝キャリア」というルールを設けました。守備側はボール保持者に「タッチ」をすることで、キャリアを止めることができます。つまり、ボール保持者は「タッチ」をされたらパスかシュートをしなければなりません。このルールにより、高度な「ドリブル」という個別の要素を習得していなくても、ゲームに参画できるようにしました。

「バスケならまずはドリブルでしょ」「正規ルールじゃないとバスケじゃない」、そう思われる方もいるかもしれません。しかし、重要なのはゴール型ゲームの中核的なテーマの概念的理解であって、「正しいバスケットボール」をさせることではありません。では、ゴール型ゲームの中核的なテーマとは何か。それは、空間をめぐる攻防、それも、なるべくゴールに近い(ゴール期待値が高い)空間を“使えるか”対“使わせないか”の攻防とその仕組みです。結局のところ、ほぼ全てのゴール型ゲームはこのテーマをめぐる競い、それに人々は熱中します。よって、このテーマについて「なるほどこれがおもしろいのか」「そのためにこんな仕組みになっているのか」という腑に落ちた理解がなされるか否かが重要になります。

1時間目、準備運動を行ったのち、すぐに試しのゲームを行いました。子どもたちは、口々に「難しい! 難しい!」と言いました。しかし不思議なことに「それがおもしろい」とも口にします。前回述べた「できそうでできない」のギャップを子どもたちが感じていることをうかがわせます。

2時間目には、シュートが決まりやすい位置を各チームで探し、ゴール下斜め45度付近を「チャンスゾーン」と名付けました。よって、テーマに迫るための具体的な課題は「フリーでチャンスゾーンに入り、そこでパスを受けることができるかどうか」になります。また3時間目には、タッチされた後にパスをしたら、すぐにスペースに向かって動き直すプレイの重要性を確認しました。

しかし、それだけではチャンスをつくり出せない場面が出てきます。どんなにキャリアでボールを運んでも、どんなにパスをしてから動き直しても、「空間が埋まってしまっている」場合が出てくるのです。実は、テーマに迫るためには「空間の発見と活用」だけではなく、「時間」という視点が必要になります。せっかく見つけた空間も、時間が経過してしまうと相手に守られてしまい、活用できる空間ではなくなってしまうからです。教室で子どもたちとゲーム映像を見ながら、「フリーはいったい何秒でフリーではなくなってしまうか」を分析すると、概ね2秒から3秒で相手に守られてしまうことがわかりました。ここから「見つけた空間を2秒以内に活用しなければならない」という見通しが生まれます。ここで、明らかにパス回しのスピードが速いあるチームの映像を見せました。子どもたちは驚きの声を上げました。「なぜ、このチームのパス回しは速いの?」。それに対し、そのチームの子どもが言います。「ある程度、誰がどこにいて、どんな動きをするのかを決めておいているんだよ。」

4時間目からは、ゴール型ゲームに共通する戦術的な動き、例えばカットインプレイやポストプレイなどを手がかりとして提示しました。また、全体をつかさどるパスの出し役がいるとよいことも伝えました。チームの実態に応じて、手がかりを自分たちで選択し、自分たちなりの「共通の動き方」を構築していきました。それをゲームで試し、振り返り、次のゲームに向けての改善点をあぶり出していき

ます。この振り返りに大きな効果を発揮したのがタブレット端末です。さらに重要なのは「振り返りをする視点」を持っているか否かでした。ゲーム映像をもとに振り返りをさせても「うまいね」「よかったね」といった情動的な感想しか出てこない場合が散見されます。しかし本実践での子どもたちは、「ここのカットインがよかったから、パスしてもよかったね」「じゃあカットインしたらパスを出すことに決めておく?」「でも、出せないこともあるよね」「出せなかったら、そのまま反対サイドまで走るわ」「ああ、いいね」といった具合に、ボール運動の「見方・考え方」を働かせて振り返りを行い、そこから次のプレイの見通しをつくり出していました。加えて、気付かせたり、促したり、視点を意図的に使わせたり、何気なくやっている動きを「視点」をもとに価値付けたり、といった教師行動が重要になります。

最終的に、各チームが考えた「共通の動き方」は、どれもさまざまで、まさにチームによって多様な「表現」がなされていました。しかし、それは好き勝手に動いていたというわけではなく、「なるべくゴールに近い(ゴール期待値が高い)空間を使う」ために、パッシングランやカットインプレイやポストプレイ、あるいは役割分担などを手がかりに、自分たちに合った「共通の動き方」を探究していった結果として生み出された「表現」でした。

2 ボール運動における探究学習のポイント

本実践を手がかりに、ボール運動における探究学習のポイントをいくつか挙げてみたいと思います。

第1に、全ての学習者が参画できて、それでいて、うまくいか否かが50:50になるような(結果の未確定性)

教材の用意が重要になります。難しすぎても探究は生じませんが、簡単すぎたり、「お膳立て」されすぎたりしている教材でも探究しにくいように思います。

第2に、単元を貫く中核的なテーマの明示化が欠かせません。さらにそのテーマを、それぞれの型に共通する本質的な内容とする必要があります。あくまで単元学習において目指すべきは個別の要素の理解や習得ではなく、中核的なテーマの概念的理解であるためです。

第3に、まずやってみる(探索)、その上で、テーマに迫るための課題発見(焦点化)、さらに課題解決の方法の検討(探索)、焦点化(焦点化)というプロセスを単元展開の中で描き出しましょう。本実践では、このプロセスを2回たどっていました(チャンスゾーンの発見⇒空間の活用⇒パスをしてすぐ動く必要性/時間の重要性の発見⇒パス回しの速いチームの分析⇒共通の動き方の必要性)。探究プロセスとは探索と焦点化の繰り返しです。ゆえに教師には、学習者が探索の段階にあるのか、焦点化の段階にあるのかの見極めと、それぞれに適したファシリテーションが求められます。

第4に、とりわけ焦点化の段階における教師の関与です。探究学習＝「学習者に任せなければならない」と考えている方もいらっしゃるのではないかと感じます。しかし、解決すべき課題の焦点化や、課題解決のための手がかりの提示は欠かせません。とりわけ後者については、教科の「見方・考え方」を働かせた課題解決の促進につながります。

最後に、こうした手がかりを教師は提示しつつも、どれを選択するか、それらを使うか使わないかを学習者自身が決める余地を用意しておく必要があります。本実践

参考 単元計画例(筆者作成)

時	1	2・3	4	5～8	9
ねらい	3×3を知ろう	動き方を知ろう	振り返り ※教室	作戦をつくらう・試そう	まとめ
主な学習活動	●トライアングルパス ●鳥かごゲーム ●1分間シュートゲーム ●ピボットゲーム				
	●オリエンテーション ・3×3を見る ・ルール確認 ・テーマ確認 ●試しゲーム ・ルールの確認と検討	●チャンスゾーンの発見 ●パスが通るときと通らないときの違いの検討	●時間に着目する ●戦術(手がかり)を知る ●パッシングラン ●カットインプレイ ●ポストプレイ	●戦術をもとに自分たちに合った作戦を考案 ・スクリーン ・カットインプレイ ・ポストプレイ ・バックドア ・おとりプレイ ・手渡しパス	●作戦をゲームで試行・修正 ●課題解決のための練習方法の検討

ではカットインプレイやポストプレイといったいくつかの戦術行動を提示しましたが、「それらを習得しなさい」とは言っていません。あくまでもテーマに迫るために、戦術行動を手がかりに自分たちで考え、試行錯誤し、また振り返る、というプロセスを保障しました。だからこそ、最終的にできあがった「共通の動き方」は色とりどりの「表現」になったのだろうと推察します。

3 まとめ

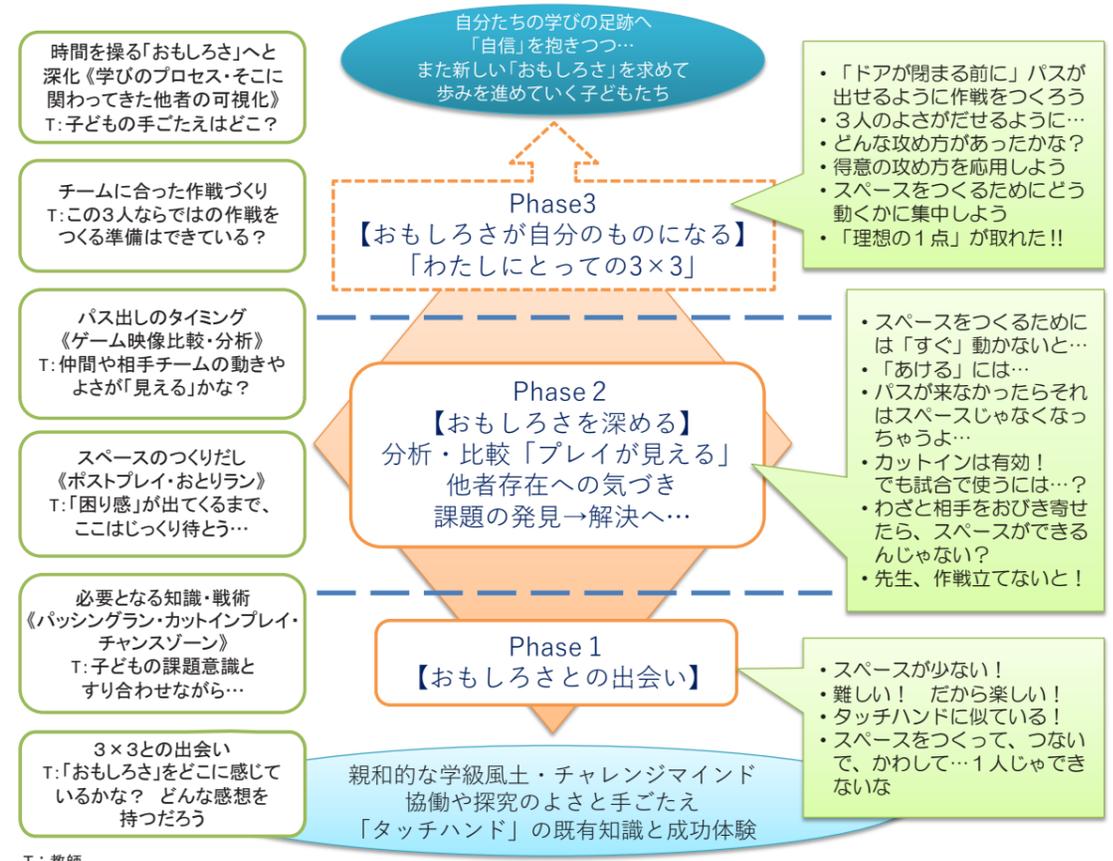
本実践は小学校高学年での実践ですが、現在、体育科指導法の授業で、大学生に対しても同じような流れで体験してもらっています。学生から「ボールゲームが苦手だったけど、初めておもしろいと思いました」「これまでの授業では、意味がわからずただ走っていたけど、ゴール型ゲームの意味がわかりました」といった感想が寄せられます。このことから、中学生・高校生にも援用可能ではないかと考えています。文部科学大臣諮問「初等中等教育における教育課程の基準等の在り方について」(中央

教育審議会, 2024)によれば、個別の知識が現実の事象と関連づけて理解されておらず、深い意味理解へとつながっていない現状が学校教育の課題として示されています。学習の転移は個別の要素の一時的な習得ではなく、本質的なピック(テーマ)の概念的理解が重要になります(ソーヤー, 2016)。前回は示した通り、概念的理解には既有知識の活用や情報の探索、試行錯誤といった探究的なプロセスが欠かせません。ただ「ゲームをやりなさい」ではなく、やってみて、教師からも課題を焦点化し、探究の材料となる手がかり(見方・考え方)を提示しつつ、学習者自身がそれらを使って試行錯誤や意思決定を行っていくボール運動。ぜひ、試してみてください。

次号に続く

●引用・参考文献
 ・中央教育審議会(2024)初等中等教育における教育課程の基準等の在り方について。
https://www.mext.go.jp/content/20241226-mxt_kyoiku01-000039494_1.pdf
 ・ソーヤー, R. K.(編)森敏昭他(監訳)(2016)学習科学ハンドブック第二版第二巻: 効果的な学びを促進する実践/共に学ぶ, 北大路書房。
 ・梅澤秋久(2023)AARサイクルと体育学習, 体育科教育, 大修館書店。

参考図 「3×3」(バスケットボール)の探究イメージ(筆者作成)



T: 教師



▲季節に合わせておしゃれに変身。これもスタッフの提案です。

力を合わせて作った掲示物。子どもたちは、友達か掲示物を作っていることで自分との関わりをより一層意識し、内容の理解が深まっていると感じました。

目指したのは、「みんなが作りたくなる掲示物」! 多くの教職員や子どもたちの力を合わせたギャラリーが誕生しました。

「掲示物を作りたいけど、時間がない」と悩む中で、この掲示物は9名(教職員3名児童6名)の力を合わせて作成しました。養護教諭の私の役目は、アイデアの提案と完成物の確認です。SSS(スクールサポートスタッフ)の方が掲示物を作成していると、他の教職員や子どもたちも「作りたい」となり、掲示物は徐々に充実していきました。

●関連⇒保健「体の発育・発達」

東京都港区立芝浜小学校 主任養護教諭 黒田光子先生 (現在は東京都世田谷区立弦巻小学校勤務)

体育・保健体育と日常をつなぐ

保健室ギャラリー 第12回

保健室の掲示物には、養護教諭の先生のアイデアが満載! 教材や掲示物づくりのヒントにも!

ひっくり返す仕掛けを作ることで興味を持ってもらえたと考えました。英単語を使用することで英語の学習面でもフォローしたいです。

本校の生徒は素直で、まっすぐです。そんな子どもたちにさまざまな視野を持って物事を捉えてほしい…という願いを込め、「リフレーミング」に関する掲示物を作成しました。また、夏に向けて熱中症予防のための掲示物も作成しています。保健室前を通るときに、掲示物をひっくり返している姿をよく目にします。

●関連⇒リフレーミング…保健「心身の機能の発達と心の健康」 熱中症…保健「健康と環境」ほか

神奈川県小田原市立千代中学校 養護教諭 やまぐち せんり 山口千莉先生



ひっくり返すと…… 元気で活発

▲その日のWBGT指数(暑さ指数)を掲示しています。熱中症予防のための指標です。

Fluid(水分補給)、Icing(冷却)、Rest(安静)、Emergency(緊急)と、4つの行動をまとめました。

中学校

「スポーツと生きる人」から、スポーツの今とこれからを知る

岡田直樹さん

デフバレーボール女子日本代表 手話通訳士



Profile ● おかだ なおき

1981年、神奈川県生まれ。横浜ラポール聴覚障害者情報提供施設職員。余暇として楽しんでいたバレーボールチームの仲間の紹介でデフバレーボールを知り、2013年のデフリンピックブルガリア大会を現地観戦。大会前に女子日本代表合宿を見学した縁もあり、前任者が退任した大会後に専属手話通訳士に就任した。今季も施設での仕事と両立し、東京大会での金メダル獲得を目指すチームをサポートしている。



狩野美雪監督の言葉を手話で選手に伝える岡田さん(左から4人目)

聴覚障害者による4年に一度の国際スポーツ大会「デフリンピック」が11月、東京などで開幕する。岡田直樹さんは2013年からデフバレーボール女子日本代表の専属手話通訳士を務め、頂点を目指すチームを支えている。岡田さんが手話を勉強したきっかけやスポーツに精通した手話通訳士の在り方、デフスポーツの認知拡大への想いを聞いた。(取材・文／荒木美晴)

しました。でも、そのときにいろんな手話があることを知って、ちゃんと勉強したいと思うようになったんです。それから、地域の聴覚障害児の自己啓発グループの活動や、手話通訳者の養成講習会に積極的に参加。社会人になってからは手話通訳業務を通じてさらに研鑽を積み、心技を磨いた。

「岡田さんはコーダだから手話ができるんだね」と言われて、悔しい思いもしました。でも、のちに母が「直樹はすごく勉強をして手話を身に付けたよね」と言ってくれて。そのとき、周りがどう思っているかが、親が理解してくれているからもういいやって思えたんです。それが、手話通訳の仕事が続けようと思った理由ですね」

現在は、手話・要約筆記者の派遣や聴覚障害者の相談などを行う施設の職員として働きながら、スポーツ手話通訳士としても活躍する。サポートするデフバレーボール女子日本代表は、2017年のデフリンピックトルコ大会で金メダルを獲得

得している強豪チームだ。さらなる高みを目指す環境で、岡田さんは聴者である監督やトレーナーと、ろうの選手をつなぐ役割を担う。単にコミュニケーションの間に入るだけではなく、発言のニュアンスや、言葉の「間」といった非言語を訳す技量も求められる。また、選手の中には手話ではなく相手の唇や口の形を読み取る読話(口話)を選択する人もいる。さらに、長年の関わりの中で指導者やトレーナー自身が手話を覚えて直接選手とコミュニケーションをとることもあると言います。「その場合は黙って見守っています」と岡田さん。サポートが必要だと判断すれば、手話で補足的に会話に加わることもあり、「互いが本当に理解できているかどうか、

聞こえない・聞こえにくい親を持つ聞こえる子どもは「コーダ(Children of Deaf Adults)」と呼ばれる。そのコーダである岡田さんは、大学の手話サークルで同級生たちの指導役も引き受けていた。ところが、2年生になったときに衝撃が走る。入会して来たろうの新入生の手話が、ほとんど読み取れなかったのだ。実は、岡田さんが使っていた手話は家庭内のみで通じる「ホームサイン」と呼ばれるものだった。「自分は手話ができると思っていたので、愕然と



試合中に監督とコミュニケーションをとる岡田さん(左)。手話通訳士には状況を瞬時に判断する力も求められる

という視点を持つことも、私の仕事の一つです」と言い切る。高いスキルはもちろん、広い視野と柔軟さを兼ね備えた岡田さんは、チームに欠かせない存在だ。

11月の東京2025デフリンピックは100周年の記念大会だ。日本の開催は初で、競技やデフアスリートだけでなく、手話通訳士にも注目が集まっている。岡田さんは「スポーツに特化した手話通訳士はまだ少ないのが現状です。東京大会を機に、目指す人が増えてほしい」と願いを語る。デフリンピックの認知度向上も切望し、「ぜひ教育現場でデフの選手やデフリンピックについて学ぶ機会を作ってほしいです。そして、東京大会のたくさんのレガシーを受け継ぎ、教育の力で未来につないでいってもらえたら」と、岡田さんは期待を込める。

学研・教科の研究 **体育・保健体育ジャーナル 第29号** 令和7(2025)年8月発行

『小学校体育ジャーナル』(通巻115号) 『中学校保健体育ジャーナル』(通巻141号)

●お問い合わせは、「小中教育事業部」へ
〒141-8416
東京都品川区西五反田2-11-8 学研ビル
TEL.03-6431-1151

●「体育・保健体育ジャーナル」のPDF版は、WEBページから
学研 学校教育ネット
<https://gakkokyoiku.gakken.co.jp/>



発行人 木村昌弘
編集人 麻生征宏
発行所 株式会社Gakken
デザイン 西田美千子
表紙イラスト ミヤザキ
印刷所 株式会社広済堂ネクスト



※この冊子に記載されている会社名、製品名等は、各社の登録商標または商標です。
※この冊子は、環境に配慮して作られた紙、植物油インキを使用し、CTP方式で印刷しています。